

川崎市地方卸売市場南部市場における事業者の募集 及び選定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市地方卸売市場業務条例第10条第1項及び第24条第1項並びに第33条第1項に規定する業務許可を行うにあたり、仲卸業者及び関連事業者（以下「事業者」という。）を選定する場合の選定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 事業者の募集は、原則として公募により行うものとする。ただし、市場機能に支障を来す恐れのある場合はこの限りではない。

2 事業者の募集を公募により行う場合は、公募の対象部門、営業に係る条件、募集期間、その事項を明らかにした上で行うものとする。

(選定方法)

第3条 選定方法は、卸売業者にあつては川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第10条、仲卸業者にあつては規則第21条、関連事業者にあつては規則第38条に基づく提出書類の審査を行う。また、提出書類の内容について必要に応じ、面接により調査する。

2 前項の結果に基づき、川崎市地方卸売市場南部市場事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、総合的な審査の上、事業者を選定する。

(審査項目)

第4条 前条に規定する審査項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務知識及び経験

- (2) 事業計画
 - (3) 財務内容
 - (4) 市場への貢献度
- (事業者の決定等)

第5条 事業者の決定は、委員会の選定結果に基づき、市長が行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行ったときは、その結果を申請者に通知するものとする。
- (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 川崎市地方卸売市場南部市場における卸売業者の募集及び選定に関する要綱、川崎市地方卸売市場南部市場における仲卸業者及び関連事業者の選定に関する要綱は、廃止する。